

日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙
長等の報酬の額を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表補助機関の項中

「

期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円 以内の額で市長 が定める。	〃
投票所の投票管理者	日額	12,800円 以内の額で市長 が定める。	〃
開票管理者	開票管理1回 につき	10,800	〃
選挙長	日額(選挙会 事務にあつて は、1回につ き)	10,800	〃
期日前投票所の投票立 会人	日額	9,600円 以内の額で市長 が定める。	〃
投票所の投票立会人	日額	10,900円 以内の額で市長 が定める。	〃
開票立会人	開票立会1回 につき	8,900	〃
選挙立会人	選挙立会1回 につき	8,900	〃

を

」

「

期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円 以内の額で市長 が定める。	〃
投票所の投票管理者	日額	14,500円 以内の額で市長 が定める。	〃
開票管理者	開票管理1回 につき	12,200	〃
選挙長	日額（選挙会 事務にあつて は、1回につ き）	12,200	〃
期日前投票所の投票立 会人	日額	10,900円 以内の額で市長 が定める。	〃
投票所の投票立会人	日額	12,400円 以内の額で市長 が定める。	〃
開票立会人	開票立会1回 につき	10,100	〃
選挙立会人	選挙立会1回 につき	10,100	〃

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用する。